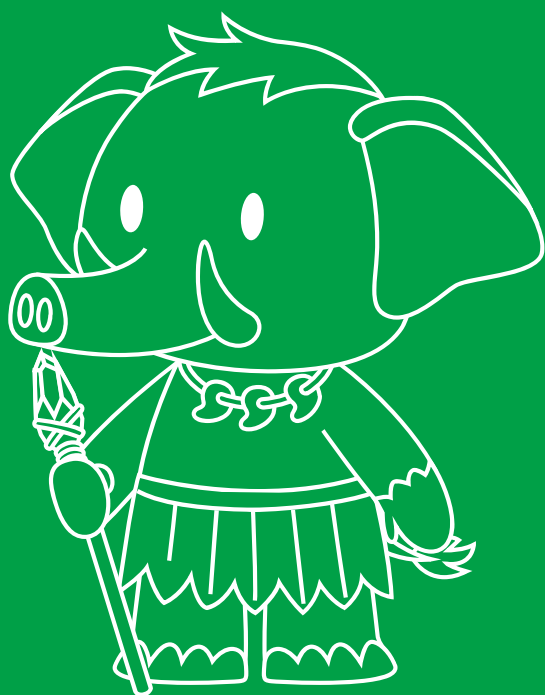


03

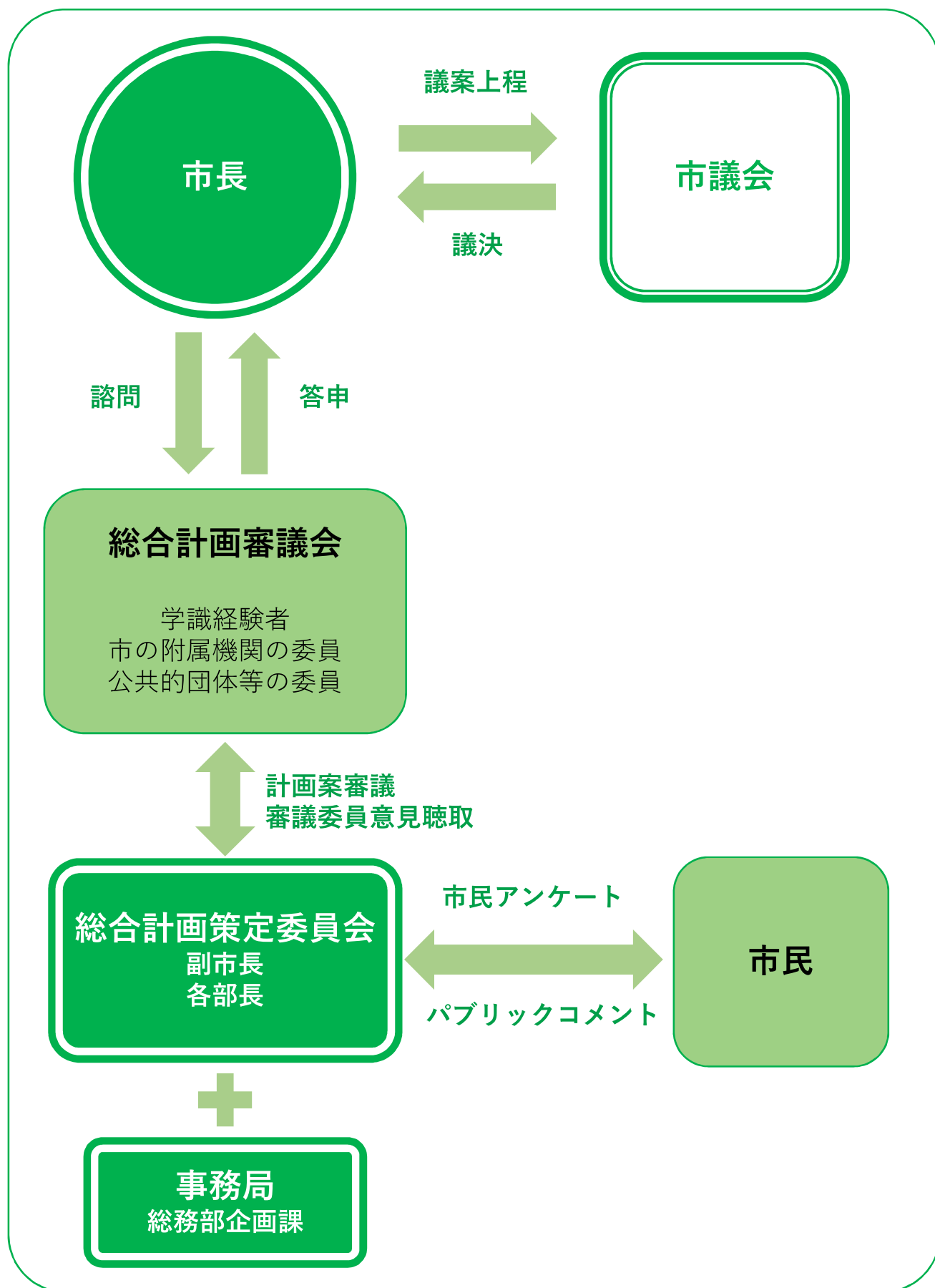
資料編



1. 策定体制
2. 策定の経過
3. 分野別計画
4. 関係例規

1. 策定体制

(1) 策定体制イメージ図



(2)みどり市総合計画審議会

	委員	所属	役職	氏名
1	1号委員 (学識経験)	学校法人桐丘学園 桐生大学	副学長 兼 医療保健学部長	山科 章
2	2号委員 (市の附属機関)	みどり市都市計画審議会	会長	森田 哲夫
3		みどり市環境審議会	副会長	中澤 秀夫
4		みどり市男女共同参画審議会	委員	松原 まさ江
5	3号委員 (公共的団体等)	みどり市区長会	会長	鈴木 義雄
6		みどり市消防団本部(※)	団長	井上 和之
			団長	遠藤 剛
7		みどり市防犯委員会	会長	新井 利明
8		一般社団法人桐生市医師会	理事	東郷 望
9		みどり市社会福祉協議会	会長	石田 義彦
10		みどり市民生委員児童委員協議会	会長	森田 峯治
11		みどり市老人クラブ連合会	会長	田村 幸男
12		みどり市ボランティア連絡協議会	会長	新井 巖雄
13		みどり市勤労者協議会	会長	伊藤 正雄
14		みどり市連合婦人会	会長	小林 美枝
15		みどり市笠懸町婦人会	会長	曲澤 節
16		みどり市PTA連合会(※)	会長	奥澤 伯久
			会長	山内 亜希子
17		みどり市子ども会育成会連絡協議会	会長	小倉 秀明
18		みどり市文化協会連合会	理事	小屋 雅義
19		みどり市スポーツ協会	副会長	深代 勉
20		新田みどり農業協同組合	代表理事組合長	大澤 孝志
21		みどり市商工会	会長	木村 茂光
22		笠懸町商工会	会長	石埜 茂
23		みどり市観光物産協会	会長	松嶋 一郎
24		桐生広域森林組合	代表理事組合長	村上 利朗
25		わたらせ森林組合	代表理事組合長	木村 光一

[委員期間] 令和3年12月17日～令和5年1月30日

※任期中で委員変更。(井上委員：令和3年12月17日～、遠藤委員：令和4年7月19日～)

(奥澤委員：令和3年12月17日～、山内委員：令和4年7月19日～)

(3)みどり市総合計画策定委員会

	役職	氏名
委員長	副市長	塚越 昭一
副委員長	総務部長	齋藤 典之
委 員	市民部長	武井 和子
	保健福祉部長	高橋 健夫
	産業観光部長	深沢 隆之
	都市建設部長	正田 昌之
	教育部長	川俣 一広
	危機管理監	金高 吉宏
	東支所長	竹内 良市
	競艇事業局長	大澤 延之
	会計管理者	関口 智子
	議会事務局長	阿左美 恭一
	監査委員事務局長	鎬木 充

事務局	総務部企画課
-----	--------

2. 策定の経過

(1) 総合計画審議会における審議経過

	日 程	内 容
令和3年度 第1回総合計画審議会	令和3年12月17日	委員委嘱、市長からの諮問 みどり市総合計画について 第2次みどり市総合計画後期基本計画策定方針について
総合計画審議会 書面による意見聴取	令和4年2月15日 ～2月25日	第2次みどり市総合計画の進捗状況に 関する意見
令和4年度 第1回総合計画審議会	令和4年7月19日	後期基本計画策定に係る経緯 後期基本計画における本文の記載項目につ いて 後期基本計画における重点取組について 後期基本計画における施策体系（案）につ いて
令和4年度 第2回総合計画審議会	令和4年11月7日	第2次みどり市総合計画後期基本計画 素案について
令和4年度 第3回総合計画審議会	令和5年1月23日	前回審議会(R4.11.7)での意見と対応に ついて パブリックコメントの意見と対応について 今後の予定について 総合計画の進捗管理/検証方法について
答 申	令和5年1月30日	市長への答申

(2) 庁内策定作業の経過

日 程	内 容
令和3年10月29日	みどり市第2次総合計画後期基本計画策定方針の決定
令和3年11月12日	〈令和3年度 第1回総合計画策定委員会〉 策定方針・スケジュールについて協議
令和4年 4月 6日	〈総合計画策定説明会〉 総合計画策定に向けた職員説明会を実施
令和4年 4月～6月	環境変化・課題の検証・施策体系の見直し・ 成果指標の検討
令和4年 6月28日	〈令和4年度 第1回総合計画策定委員会〉 第2次みどり市総合計画後期基本計画 施策体系について 計画本文レイアウトについて
令和4年10月13日	〈令和4年度 第2回総合計画策定委員会〉 第2次みどり市総合計画後期基本計画（素案）について
令和5年 1月17日	〈令和4年度 第3回総合計画策定委員会〉 前回審議会(R4.11.7)での意見と対応について パブリックコメントの意見と対応について 第2次みどり市総合計画後期基本計画答申及び今後の 予定について 総合計画の進捗管理/検証方法について

(3)市民参加

	日 程	内 容
市民アンケート	令和4年8月5日 ～ 令和4年9月7日	対象者：3,000人（18歳以上の市民の方） 回 答： 991人
パブリックコメント	令和4年11月28日 ～ 令和4年12月28日	募集案件：第2次みどり市総合計画後期基本計画 （素案）について 意見提出者：3人 提出意見数：8件

(4)市議会への報告・審議経過

日 程	内 容
令和3年11月12日	<総務文教常任委員会> 策定方針について報告
令和3年11月19日	<全員協議会> 策定方針について報告
令和4年 2月 8日	<総務文教常任委員会> 審議会開催状況について報告
令和4年 2月16日	<全員協議会> 審議会開催状況について報告
令和4年 8月19日	<総務文教常任委員会> 策定状況について報告
令和4年 8月25日	<全員協議会> 策定状況について報告
令和4年11月15日	<総務文教常任委員会> 策定状況について報告
令和4年11月22日	<全員協議会> 策定状況について報告
令和5年 2月 7日	<総務文教常任委員会> 策定状況（答申）と計画素案について報告
令和5年 2月14日	<全員協議会> 策定状況（答申）と計画素案について報告
令和5年 3月 6日	<全員協議会> 第2次みどり市総合計画後期基本計画（議案） の説明
令和5年 3月20日	<令和5年 第1回定例会> 第2次みどり市総合計画後期基本計画 議決

(5) 諮問書

企 第 94 号
令和3年12月17日

みどり市総合計画審議会長 様

みどり市長 須藤 昭男

第2次みどり市総合計画後期基本計画について（諮問）

本市では、平成30年8月にみどり市総合計画を策定し、「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」を将来像として、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

昨今の少子高齢化や人口減少問題など、市を取り巻く社会環境が大きく変動する中、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、本市の更なる発展を進めていくため、第2次みどり市総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(6) 答申書

令和5年1月30日

みどり市長 須藤 昭男 様

みどり市総合計画審議会
会長 山科 章

第2次みどり市総合計画 後期基本計画について（答申）

令和3年12月17日付け企第94号で諮問のありました第2次みどり市総合計画後期基本計画につきまして、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり案がまとまりましたので、ここに答申いたします。

3. 分野別計画

基本 政策 1

健やかに生きる安心のまちづくり（保健・医療・福祉）

計画名	みどり市健康増進計画 「みどり市健康プラン21」	計画期間	令和2年度～令和11年度
該当施策	1-1 健康づくりの推進		
計画内容	市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、健康寿命の延伸を図り市民が健康で明るく暮らせるまちづくりを目指すために策定するものです。		

計画名	みどり市自殺対策行動計画	計画期間	令和元年度～令和5年度
該当施策	1-1 健康づくりの推進		
計画内容	「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」に基づき、みどり市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。		

計画名	みどり市地域福祉計画	計画期間	令和7年度～令和11年度
該当施策	1-2 地域福祉の充実、3-4 防災・減災対策の推進		
計画内容	地域の生活上の解決すべき課題を的確にとらえ、それらに対応する必要なサービスの質や内容を明らかにし、市民と行政との協働体制確立の基本方針とするために策定するものです。		

計画名	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	計画期間	令和3年度～令和5年度 令和6年度～令和8年度
該当施策	1-3 高齢者福祉の充実		
計画内容	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して生活できるよう、生活支援などの在宅福祉施策、介護サービスの提供、介護保険財政の安定化等の方策を示し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域ともに創っていく地域共生社会の実現を目指し策定するものです。		

計画名	みどり市障がい者計画2022	計画期間	令和4年度～令和14年度
該当施策	1-4 障がい者福祉の充実		
計画内容	障害者基本法に基づく計画で、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活し活動できる共生社会の実現を目指すために策定するものです。		

計画名	第6期みどり市障害福祉計画・第2期 みどり市障害児福祉計画	計画期間	令和3年度～令和5年度
該当施策	1-4 障がい者福祉の充実		
計画内容	障害者総合支援法に基づく計画で、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的に定めるものです。		

計画名	第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画	計画期間	令和2年度～令和6年度
該当施策	1－5 子育て支援の充実		
計画内容	子ども・子育て支援法に基づく計画で、保護者などへのニーズ調査などを基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、市が取り組むべき目標や方向性を定めるものです。		

計画名	国民健康保険データヘルス計画（第2期）	計画期間	平成30年度～令和5年度
該当施策	1－6 社会保障制度による生活支援		
計画内容	国民健康保険に関し、特定健康診査や医療データなどの分析により健康課題を明確化し、生活習慣病対策を始めとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うために策定するものです。		

計画名	特定健康診査等実施計画（第3期）	計画期間	平成30年度～令和5年度
該当施策	1－6 社会保障制度による生活支援		
計画内容	国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健指導について、実施に関する目標や基本的事項を定めるため策定するものです。		

基本 政策2

人を育て文化をはぐくむまちづくり（教育・文化）

計画名	第3期みどり市生涯学習振興計画	計画期間	令和4年度～令和8年度
該当施策	2－1 生涯学習の推進、7－2 人権尊重・多文化共生の推進		
計画内容	より豊かな市民のための生涯学習社会の実現を図るため、生涯学習を行政全体で取り組み、生涯学習の推進体制の基盤を整備し、その政策を明らかにするために策定するものです。		

計画名	みどり市子どもの読書活動推進計画（第2期）	計画期間	令和5年度～令和9年度
該当施策	2－1 生涯学習の推進		
計画内容	子どもたちがあらゆる機会と場所で、自主的な読書活動を行うことができるよう家庭、地域、学校、関係機関と団体等が連携して、子どもたちの読書環境を整備し、読書活動の推進を図ることを目的に策定するものです。		

計画名	みどり市地域文化財総合整備計画	計画期間	令和6年度～令和15年度
該当施策	2－3 文化財の保護と活用		
計画内容	市内に所在する文化財及び文化的資産を把握し、その適正な保存と幅広く活用されるために必要な方策を明らかにし、市民と行政とが協働して文化遺産の整備活用を図るために策定するものです。		

計画名	史跡岩宿遺跡保存活用計画	計画期間	2020年度～
該当施策	2-3 文化財の保護と活用		
計画内容	史跡岩宿遺跡が適正に保存され、かつ市民に活用されるために必要な内容を明らかにし、史跡の現状変更に係る基本的な考え方、保存整備に係る指針を示すために策定するものです。		

計画名	史跡岩宿遺跡整備基本計画	計画期間	2024年度～
該当施策	2-3 文化財の保護と活用		
計画内容	史跡岩宿遺跡保存活用計画に基づき、史跡の保存活用のための調査や各種事業の状況を踏まえ、史跡整備を推進するための基本計画を策定するものです。		

計画名	みどり市スポーツ推進計画	計画期間	平成30年度～令和9年度
該当施策	2-4 市民スポーツの充実		
計画内容	老若男女、障がいの有無にかかわらず、すべてのみどり市民にとって、スポーツが身近で参加しやすいものとなることを目指し、これまでスポーツにふれている人はさらに多方面のスポーツ活動に参加しやすい環境を、また、スポーツにふれる機会がない人には新たにスポーツ活動に参加しやすい環境を整え、スポーツ活動の推進を図るため策定するものです。		

基本
政策3

安全で安心して生活できるまちづくり（生活安全・環境）

計画名	第2次みどり市環境基本計画 《後期計画》	計画期間	令和5年度～令和9年度
該当施策	3-1 生活環境の向上、3-2 自然環境の保全		
計画内容	総合計画に掲げる将来像を環境面から補完するとともに、環境基本条例に掲げる基本理念や「みどり5つのゼロ宣言」の達成を目指し、持続可能な社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に取り組むため策定するものです。		

計画名	一般廃棄物処理基本計画	計画期間	令和4年度～令和13年度
該当施策	3-1 生活環境の向上		
計画内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく計画で、総合計画、環境基本計画に掲げる将来像を実現し、今後さらに循環型社会の形成を推進するために、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し共に行動する取り組みを総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。また、一般廃棄物の減量及び資源化と適正処理を通じ、温室効果ガス排出量「ゼロ」、プラスチックゴミ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の実現を目指します。		

計画名	第2次みどり市地球温暖化対策実行計画	計画期間	令和2年度～令和6年度
該当施策	3-2 自然環境の保全		
計画内容	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画で、本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、市の取り組みを市民及び事業者を示すことによって、自主的な温室効果ガス排出削減を促し、温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現を目的として策定するものです。		

計画名	みどり市国土強靱化地域計画	計画期間	令和4年度～
該当施策	3－4 防災・減災対策の推進		
計画内容	大規模自然災害等が発生しても、市民の生活を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響や市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減することで、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を備えた地域・経済社会の構築に向け、本市の強靱化を推進するために策定するものです。		
計画名	みどり市地域防災計画	計画期間	－
該当施策	3－4 防災・減災対策の推進		
計画内容	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、火災及び地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定するものです。		

基本
政策4

潤いある快適なまちづくり（生活基盤）

計画名	みどり市公共下水道事業全体計画	計画期間	令和3年度～令和7年度
該当施策	4－1 水道水の安定供給と汚水処理の推進 5－2 道路の整備と浸水対策の推進		
計画内容	長期的な人口見通しや、今後発展する見込みの市街地や住宅地を中心とした地域において、効果的・効率的な汚水処理や雨水排水を行うため、整備区域や処理人口などを設定し、経済性を踏まえた公共下水道（汚水・雨水）の整備を推進するために策定するものです。		
計画名	簡易水道施設改修計画	計画期間	令和8年度～令和17年度
該当施策	4－1 水道水の安定供給と汚水処理の推進		
計画内容	安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、持続可能な水道にするために、施設の管理や改修に関する計画を策定するものです。		

基本
政策5

質の高い利便性あるまちづくり（都市基盤）

計画名	みどり市都市計画マスタープラン	計画期間	平成22年度～ 令和12年度
該当施策	5－1 特色あるまちづくりの推進		
計画内容	まちづくりの基本方針を定め、土地利用や道路・公園・下水道等といった施設の整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示すものです。		

計画名	ぐんま”まちづくり”ビジョン みどり市アクションプログラム	計画期間	—
該当施策	5－1 特色あるまちづくりの推進		
計画内容	「ぐんま”まちづくり”ビジョン」で示した基本方針に基づく取り組みメニューから、市町村の実情に応じて必要な取り組みを選択し、組み合わせることで、人口減少、超高齢社会に生じる望ましくない状況を回避、解決するための計画です。		
計画名	みどり市景観計画	計画期間	—
該当施策	5－1 特色あるまちづくりの推進		
計画内容	良好な景観形成のための行為の基準、行為の届出制度、景観重要建造物・樹木・公共施設に関する事項などを定め、景観まちづくりの基本方針を示すものです。		
計画名	岩宿駅を核とした総合的なまちづくりプラン	計画期間	—
該当施策	5－1 特色あるまちづくりの推進		
計画内容	みどり市都市計画マスタープランで地区拠点に位置付けている岩宿駅周辺において、短期・中期・長期の整備メニューを定め、まちの利便性や魅力を向上させて公共交通や生活に必要なサービスが成り立つ持続可能なまちづくりを実現するための計画です。		
計画名	橋梁長寿命化修繕計画	計画期間	令和7年度～令和16年度
該当施策	5－2 道路の整備と浸水対策の推進		
計画内容	本市における公営住宅のストック数の算定や、既存住宅の予防保全的な管理・改修による長寿命化の推進や更新コストの削減を図るために策定するものです。		
計画名	みどり市市営住宅長寿命化計画	計画期間	令和2年度～令和11年度
該当施策	5－3 住環境の向上		
計画内容	本市における公営住宅のストック数の算定や、既存住宅の予防保全的な管理・改修による長寿命化の推進や更新コストの削減を図るために策定するものです。		

基本
政策 6

にぎわいと活力あるまちづくり（産業経済）

計画名	みどり市森林整備計画	計画期間	令和4年度～令和13年度
該当施策	6－1 農林業の振興		
計画内容	本市の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、市の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）を示すものです。		

計画名	みどり市鳥獣被害防止計画	計画期間	令和3年度～令和5年度
該当施策	6-1 農林業の振興		
計画内容	鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく計画で、鳥獣による農林産物に係る被害防止のための対策を効果的に推進するため策定するものです。		

計画名	みどり農業振興地域整備計画	計画期間	令和元年度～令和5年度
該当施策	6-1 農林業の振興		
計画内容	農業を振興するために、農業生産の最も基礎的な資源である優良農地の確保や、農業者の多様な経営発展に資する農業生産基盤の整備を図ることを目的に策定するものです。		

計画名	みどり市観光振興計画	計画期間	令和5年度～令和9年度
該当施策	6-3 公民連携の観光まちづくり		
計画内容	みどり市に関わる全ての人々が共に地域活性化のために活動し、市内に点在する地域資源を最大限に活かした観光振興を推進するため策定するものです。		

基本 政策7

市民と行政が協働してまちをつくる（市民参加）

計画名	みどり市人権教育・啓発に関する基本計画	計画期間	平成30年度～
該当施策	7-2 人権尊重・多文化共生の推進		
計画内容	あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するために、市民一人ひとりが人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。		

計画名	第3次みどり市男女共同参画プラン	計画期間	令和2年度～令和6年度
該当施策	7-2 人権尊重・多文化共生の推進		
計画内容	性別によって社会や地域への参画の機会が損なわれることのないよう、男女共同参画社会の実現に向けた施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。		

基本 政策8

自立した都市経営を実現する（行財政運営）

計画名	みどり市過疎地域自立促進計画	計画期間	令和3年度～令和7年度
該当施策	8-1 健全な行政運営		
計画内容	過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画で、人口減少が著しい過疎地域（東町）において、総合的かつ計画的に生産機能の整備や生活環境等を改善することで、過疎地域の振興や自立促進を図るために策定するものです。		

計画名	みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略	計画期間	令和2年度～令和6年度
該当施策	1－1 健康づくりの推進、1－5 子育て支援の充実、2－1 生涯学習の推進 2－2 教育の充実、2－4 市民スポーツの充実、5－3 住環境の向上 6－1 農林業の振興、6－2 商工業の振興、6－3 公民連携の観光まちづくり、 7－4 交流・移住の促進、8－1 健全な行政運営		
計画内容	少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけ、未来にわたって地域として活力を持 続していくため、「みどり市人口ビジョン」で掲げた将来の人口展望の達成に向け、 5つの基本目標「教育環境」、「結婚・子育て」、「はたらく場」、「移住促進」、 「観光」を設定し、重点的に取り組む事業を位置づけるものです。		

計画名	みどり市公共施設等総合管理計画	計画期間	平成30年度～令和9年度
該当施策	8－1 健全な行政運営		
計画内容	公共施設等の全体を把握し、長期的視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に 行い、財政的な負担を軽減・平準化するために策定するものです。		

計画名	みどり市デジタル化推進計画	計画期間	令和4年度～令和7年度
該当施策	8－3 行政のデジタル化		
計画内容	行政サービスにおいて、「市民生活の利便性向上」「デジタル技術を活用した地域 活性化」「行政運営の効率化・省力化」「デジタル化実現のための基盤・環境整 備」この4つの項目を柱にデジタル化を着実に進めていくため、長期的な展望を示 すために策定するものです。		

4. 関係例規

(1) みどり市附属機関設置条例

平成18年6月26日

条例第202号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、別に定めがあるものを除き、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事項、委員その他の構成員及び運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日条例第209号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年7月15日から適用する。

附 則(平成18年9月22日条例第215号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月10日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月31日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年3月28日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表史跡西鹿田中島遺跡保存整備委員会委員の項を削る。

別表(第2条関係)【抜粋】

附属機関	設置目的	委員の数
みどり市総合計画審議会	市長の諮問に応じて、本市の総合計画について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	25人以内

(2) みどり市総合計画審議会設置規則

平成19年6月4日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の他の附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項に定める附属機関をいう。以下この号及び次条において同じ。)の委員であって、当該附属機関から推薦を受けたもの
- (3) 市内の公共的団体等(産業経済団体、厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体その他の公共的な活動を営むものをいう。以下この号及び次条において同じ。)に属する者であって、当該公共的団体等から推薦を受けたもの
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(平29規則3・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画に係る市長の諮問に対して答申をする日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号に規定する委員は、推薦を受けた附属機関又は公共的団体等を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(平25規則1・平29規則3・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(平20規則15・平23規則21・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月4日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月25日規則第1号)

この規則は、平成25年1月25日から施行する。

附 則(平成29年3月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) みどり市総合計画策定委員会設置規程

平成18年7月7日

訓令第46号

(設置)

第1条 市の総合計画の策定事務を円滑に推進するため、みどり市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について策定するための調査、研究、企画、立案等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副市長、副委員長は総務部長をそれぞれ充てる。

3 委員は、部長、次長等の職員のうちから市長が指名する。

(平19訓令7・平20訓令16・平23訓令27・一部改正)

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会は、総合計画の原案作成を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ補助機関として次の部会を置く。

- (1) 基盤整備部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 保健福祉部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 行財政部会

2 部会は、委員長が指名した課長等の職員をもって構成する。

3 部会に、部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(部会の職務)

第6条 部会は、委員会を補助し、総合計画の策定に関する資料収集、調査、研究、原案作成等の事務に当たる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

2 委員長は、委員会において特に必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

(任期)

第8条 委員の任期は、市の総合計画の策定が完了するまでとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務部企画課に置く。

2 事務局長は企画課長を充て、事務局員は企画課職員を充てる。

(平20訓令16・平23訓令27・一部改正)

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月7日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第16号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

みどり市市民憲章

わたくしたちは、みどり豊かな渡良瀬川の流れを愛し、
岩宿遺跡やあかがね街道に刻まれた先人の英知を引き
継ぎ、未来に向けて希望と調和のあるまちをめざし、
ここに市民憲章を定めます。

自然との共存をめざし

環境にやさしいまちをつくります

歴史と文化を大切にし

互いに学び合うまちをつくります

命を育み共に助け合い

笑顔あふれるまちをつくります

心と体の健康につとめ

活気ある産業のまちをつくります

人権を尊重し きまりを守り

平和で住みよいまちをつくります

みどり市の歌

作詞 佐藤清人

作詞補作 みどり市の歌 歌詞選考委員会

作曲 西田直嗣

1. わたらせ 渡良瀬の きよなが 清き流れよ きくか 菊の香に ぶんか 文化のかおり
あおみ 仰ぎ見る あずまやまなみ 東の山脈

あゝみどりなる わがふるさと よろこび 歓喜の こころ 心のふるさと

2. やまばと 山鳩の な 啼く音やさしく たかつど 高津戸の こじょうあと 古城の跡に
れきし たゝめば 歴史は語りぬ

あゝみどりなる わがふるさと うつく 美しき めぐ 恵みのふるさと

3. かたくり カタクリの おか 丘にのぼれば すひ 過ぎし日の おもい 追憶ぞめぐる
かきがけの 笠懸野 こだい 古代のロマンに

あゝみどりなる わがふるさと とこしえ 永遠に いのち 命のふるさと

みどり市の木・花・鳥



市の木 サクラ（ソメイヨシノ）



市の花 カタクリ



市の花 キク



市の鳥 キジ